

介護給付費(介護予防・日常生活支援総合事業費)算定に係る 体制等に関する届出について (通所介護・予防通所事業)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 施設等区分(通所介護)

区 分	基 準
通常規模型事業所	※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 イ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準 (1) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93 条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。))に係る指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第 93 条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。))が指定介護予防通所介護事業者(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第4号)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。))第 97 条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。若しくは第一号通所事業(指定居宅サービス等基準第 93 条第1項第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下この号において同じ。))の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所(旧指定介護予防サービス等基準第 97 条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。))及び第一号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。))が 750 人以内の指定通所介護事業所であること。 (2) 指定居宅サービス等基準第 93 条に定める看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))又は介護職員(指定居宅サービス等基準第 105 条の2に規定する共生型通所介護の事業を行う指定通所介護事業所にあつては、同条第1号に定める従業者)の員数を置いていること。
大規模型事業所(Ⅰ)	ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準 (1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が 900 人以内の指定通所介護事業所であること。 (2) イ(2)に該当するものであること。
大規模型事業所(Ⅱ)	ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準 (1) イ(1)及びロ(1)に該当しない指定通所介護事業所であること。⇒900 人超 (2) イ(2)に該当するものであること。

* 定員変更に伴う規模の変更が必要な場合は、必要書類の他に「通所介護の算定区分確認表」を添付して届出してください。なお、3月に翌年度の規模を変更する手続きについては、別途ホームページでお知らせします。

解釈通知
(4) 事業所規模による区分の取扱い ① 事業所規模による区分については、施設基準第4号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第4号)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。))第 97 条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。))若しくは第1号通所事業(指定居宅サービス等基準第 93 条第1項第3号に規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。))の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所(旧指定介護予防サービス等基準第 97 条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。))及び当該第1号通所事業における前年度の1月あたりの平均利用延人員数を含む(指定介護予防通所介護事業所における平均利用延人員数については、平成 30 年度分の事業所規模を決定する際の平成 29 年度の実績に限る。))とこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者若しくは第一号通所事業が指定介護予防通所介護事業者の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所又は当該第1号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。 ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者

(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所介護事業所又は第1号通所事業の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所介護(旧指定介護予防サービス等基準第 96 条に規定する指定介護予防通所介護をいう。)又は第1号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所介護事業所又は第1号通所事業の利用者数については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね 25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度3月 31 日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人員数とする。

2 加算・減算

項 目	必 要 書 類
職員の欠員による減算の状況 ①看護職員・②介護職員 (通所介護・予防通所事業)	*減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) 【欠員が解消した場合は以下も必要】 ③勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成) ④資格者証の写し(介護職員を除く) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)
高齢者虐待防止措置実施の有無 (通所介護・予防通所事業)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)
業務継続計画策定の有無 (通所介護・予防通所事業)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応(3%加算) ①3%加算 ②規模区分の特例 (通所介護)	*厚生労働省が事務連絡で示した感染症又は災害の発生に限りします。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式(参考様式 36) ④通所介護算定区分確認表(3%加算の場合のみ提出)
時間延長サービス体制 (通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③運営規程
生活相談員等配置加算 (共生型通所介護費を算定する場合に限る)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③生活相談員配置等加算に係る届出書(別紙 21)

項 目	必 要 書 類
入浴介助加算 (通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③平面図・浴室の写真(加算Ⅰ→Ⅱ又はⅡ→Ⅰに変更する場合は不要) ④入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を実施または、実施することが分かる資料(研修計画予定表など)(加算Ⅰ→Ⅱ又はⅡ→Ⅰに変更する場合は不要)
中重度者ケア体制加算 (通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③中重度者ケア体制加算に係る届出書(別紙 22) *算定開始月の勤務体制を元に職員の加配時間を算出した根拠書類を添付すること。 ④利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)(別紙 22-2) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥資格者証の写し(生活相談員、看護職員、機能訓練指導員)
生活機能向上連携加算 (通所介護・予防通所事業)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係が分かる書類の写し 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)
個別機能訓練加算 (通所介護)	*加算(Ⅱ)を算定する場合は「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・機能訓練指導員分で作成) ④資格者証の写し(機能訓練指導員)
認知症加算 (通所介護)	*認知症ケアに関する事例の検討や技術指導に係る会議を定期的に開催すること。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③認知症加算に係る届出書(別紙 23) *算定開始月の勤務体制を元に職員の加配時間を算出した根拠書類を添付すること。 ④利用者の割合に関する計算書(認知症加算)(別紙 23-2) ⑤認知症介護に係る各種研修の修了証の写し ⑥勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑦資格者証の写し(生活相談員、看護職員、機能訓練指導員)
ADL維持等加算〔申出〕の有無 (通所介護)	*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1)
若年性認知症利用者受入加算 (通所介護・予防通所事業)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)
栄養アセスメント・栄養改善体制 (通所介護・予防通所事業)	*栄養アセスメント加算を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・管理栄養士分で作成) ④資格者証の写し(管理栄養士) ⑤外部との連携による場合は、連携関係が分かる書類(契約書等)の写し(③・④は不要) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ⑦介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)

項 目	必 要 書 類
口腔機能向上加算 (通所介護・予防通所事業)	*加算(Ⅱ)を算定する場合は、「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員分で作成) ④資格者証の写し(言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)
一体的サービス提供加算 (予防通所事業)	*栄養改善体制、口腔機能向上加算をいずれも実施した場合に算定可能です。 ①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)
サービス提供体制強化加算 (通所介護・予防通所事業)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-3) ④有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ⑥介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4) ⑦サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-7)
生活機能向上グループ活動 加算 (予防通所事業)	①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)
科学的介護推進体制加算 (通所介護・予防通所事業)	*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 *「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)
介護職員等処遇改善加算 (通所介護・予防通所事業) ※1	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1) ③処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式 【予防通所事業の指定を受けている場合は以下も必要】 ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 50) ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-4)

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は算定できなくなるため、加算(Ⅱ)への変更に係る届出が必要です。

3 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年3月1日老企第 36 号)
枚方市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領 ※2	

※2 予防通所事業の算定要件等の詳細は、総合事業の担当課までお問い合わせください。